

国民年金制度の内容が

さらに充実されました

さきの国会において国民年金法の改正が行われ、その内容が更に充実されました。改正の要点は次の通りです。

○保険料の免除を受けた場合にも困窮負担がくようになった。

○従来、生活が苦しいために保険料の納付が困難な者に保険料が免除されることになっていたが、今回の改正によりその保険料の二分の一を国が負担することになった。この実現により保険料免除の被保険者も国が本人に代つて保険料の半分を払ってくれる結果になる。保険料を納めた被保険者と同等の扱いを受けることとなり、有利な拠出年金を支給されることになった。

○恩給や厚生年金などの年金を受け持っている人も、国民年金が支給されることになった。

○従来、国民年金を受け取る者が前年より高額の恩給を受けると、国民年金は全額支給がとめられていたが、今回の改正により、今年度の改正により、今年度の恩給が二十万五千円を超えていた場合でも、その額が二万四千円以下ならば、国民年金が支給されることになった。

○なお、戦傷病者に支給される増加恩給や旧軍人、軍属の遺族に支給されている公務扶助料などにより、

戦争に関連する公務上の原因による年金を受けている場合には、この限度額二万四千円を七万円としていた。この改正は、恩給のペーシングと歩調を合わせ、本年十月分から実施に移されるが、これによって国民年金を受けると、国民年金の半分がとめられることになった。国民年金の半分がとめられることになった。国民年金の半分がとめられることになった。

○母子福祉年金や準母子福祉年金を受け持っている母子家庭は、従来、子や孫一人について二千四百円の加算が行われていたが、今回の改正で四千八百円の倍額に増額された。

○従来、国民年金を受け取る者が前年より高額の恩給を受けると、国民年金は全額支給がとめられていたが、今回の改正により、今年度の改正により、今年度の恩給が二十万五千円を超えていた場合でも、その額が二万四千円以下ならば、国民年金が支給されることになった。

○なお、戦傷病者に支給される増加恩給や旧軍人、軍属の遺族に支給されている公務扶助料などにより、

「頭がよくて中肉中背心身共に健康で適当な社交をわきまえた好ましい人柄」これは誰もが願う人間像である。その土台となるのが私達の毎日の食生活である。その食生活の内容が健康の重要なカギとなる。食生活の内容が健康の重要なカギとなる。食生活の内容が健康の重要なカギとなる。

食生活の内容が健康の重要なカギとなる。食生活の内容が健康の重要なカギとなる。食生活の内容が健康の重要なカギとなる。

食生活の内容が健康の重要なカギとなる。食生活の内容が健康の重要なカギとなる。食生活の内容が健康の重要なカギとなる。

若い人へ 食物は子孫へ影響する

食生活の内容が健康の重要なカギとなる。食生活の内容が健康の重要なカギとなる。食生活の内容が健康の重要なカギとなる。

食生活の内容が健康の重要なカギとなる。食生活の内容が健康の重要なカギとなる。食生活の内容が健康の重要なカギとなる。

食生活の内容が健康の重要なカギとなる。食生活の内容が健康の重要なカギとなる。食生活の内容が健康の重要なカギとなる。

青少年保護育成運動

にちなんで

よりよき未来への前進の力

を歴史的偉人の青春期に探る

勝海舟

勝海舟の家は、幕府の御家人であつたけれどもそれは古くからの武士の家といふのではなく、海舟の曾祖父が坐頭をしながら金持となつた。海舟の父は、成り上りの家系である。その成り上りの家系である。その成り上りの家系である。

勝海舟の父は、成り上りの家系である。その成り上りの家系である。その成り上りの家系である。

勝海舟の父は、成り上りの家系である。その成り上りの家系である。その成り上りの家系である。

貯蓄組合法の改正が行われました

どうして改正されましたか?

大きく分けて二つある。一、国民の貯蓄意欲を高めるため非課税限度額を引上げた。(三十万五千円) 二、国民貯蓄組合のより適正な運営を期するため濫用の防止について必要な措置をとることになった。

主な改正点について

一、元本五十万円までは非課税となつた。今までは三十万円をこえないときは、その利息には所得税が課せられたが、今回の改正により、非課税貯蓄(銀行など)に提出した(銀行など)に提出した(銀行など)に提出した。

二、非課税貯蓄は一人二種類までとなつた。非課税貯蓄は一人二種類までとなつた。非課税貯蓄は一人二種類までとなつた。

三、一種類一店舗となつた。今までは、貯蓄を預入する先は別に制限がなく、いくつかの店舗に預入してもかまわなかつたが、今回の改正により「非課税貯蓄」を提出して非課税扱いを受けられる先は、一種類一店舗に限られることになった。例へば銀行預金であればA銀行に提出すると他の銀行には提出することが出来ないことになった。

四、窓口組合(銀行などの窓口で加入する組合)の貯蓄は、六月以上のものとなつた。窓口組合のあつせんする貯蓄は、期間六月以上のものでなければならないことになった。

五、真偽の確認が行われることになった。窓口組合の組合長は、

農業構造改善事業について(1)

農業以外の仕事をしている人と同様な生活程度を高めることを目的として農業の発展と農業従事者の地位の向上をめざすために種々の施策をしなければならぬ。この対策を実施するためには、農業の発展と農業従事者の地位の向上をめざすために種々の施策をしなければならぬ。

農業の発展と農業従事者の地位の向上をめざすために種々の施策をしなければならぬ。この対策を実施するためには、農業の発展と農業従事者の地位の向上をめざすために種々の施策をしなければならぬ。

農業の発展と農業従事者の地位の向上をめざすために種々の施策をしなければならぬ。この対策を実施するためには、農業の発展と農業従事者の地位の向上をめざすために種々の施策をしなければならぬ。

引揚者の方にお知らせ

今回の国会におきまして引揚者給付金等支給法の一部が次の通り改正され支給対象が拡大されましたので該当される方は手続きされるようお知らせいたします。尚請求手続き等についてはお問い合わせ下さい。

一、外地居住期間が終戦前六ヶ月未満の子も引揚者給付金の対象となつた。

二、外地居住期間が終戦前六ヶ月未満の子も引揚者給付金の対象となつた。

三、遺族給付金の中引揚後昭和三十三年三月三十一日までに死亡した者については、その死亡時の年齢が二十五才以上であることが支給要件となつてきたがこれを二十才以上に引き下げられたこと。

四、本法による給付を受ける権利(時効期限)が一ヶ年延長されたこと(昭和三十八年五月十六日迄)

引揚者の方にお知らせ

今回の国会におきまして引揚者給付金等支給法の一部が次の通り改正され支給対象が拡大されましたので該当される方は手続きされるようお知らせいたします。尚請求手続き等についてはお問い合わせ下さい。

一、外地居住期間が終戦前六ヶ月未満の子も引揚者給付金の対象となつた。

二、外地居住期間が終戦前六ヶ月未満の子も引揚者給付金の対象となつた。

三、遺族給付金の中引揚後昭和三十三年三月三十一日までに死亡した者については、その死亡時の年齢が二十五才以上であることが支給要件となつてきたがこれを二十才以上に引き下げられたこと。

四、本法による給付を受ける権利(時効期限)が一ヶ年延長されたこと(昭和三十八年五月十六日迄)

引揚者の方にお知らせ

今回の国会におきまして引揚者給付金等支給法の一部が次の通り改正され支給対象が拡大されましたので該当される方は手続きされるようお知らせいたします。尚請求手続き等についてはお問い合わせ下さい。

一、外地居住期間が終戦前六ヶ月未満の子も引揚者給付金の対象となつた。

二、外地居住期間が終戦前六ヶ月未満の子も引揚者給付金の対象となつた。

三、遺族給付金の中引揚後昭和三十三年三月三十一日までに死亡した者については、その死亡時の年齢が二十五才以上であることが支給要件となつてきたがこれを二十才以上に引き下げられたこと。

四、本法による給付を受ける権利(時効期限)が一ヶ年延長されたこと(昭和三十八年五月十六日迄)